

## ケニア拠点所有の物品等を利用する際の取扱要領

令和元年度第4回ケニア拠点プロジェクト運営委員会

2020年2月18日（火）制定

2020年4月20日（月）改定

- ・この取扱要領は、長崎大学熱帯医学研究所ケニアプロジェクト拠点（以下「ケニア拠点」という。）所有の物品等を利用する場合の取扱について必要な事項を定める。
- ・この取扱要領において「ケニア拠点所有の物品等」とは、車両、ボート、ラボ施設及び会議室を指す。
- ・ケニア拠点所有の物品を利用することができる者は、下記に該当する者とする。
  - ① 長崎大学に所属している教職員
  - ② 長崎大学熱帯医学研究所の客員研究員、協力研究員であり、長崎大学に所属している教職員と共同で研究を実施している者
  - ③ その他特段の事情により、ケニア拠点長が利用を認めた者
- ・ケニア拠点所有の物品等を利用しようとする者は、別紙様式、あるいは同等の内容を記載した電子メールにより、ケニア拠点長に申請しなければならない。
- ・ケニア拠点長は、前条の申請があったときは申請内容を確認し、申請内容が適正と判断される場合に限り、利用申請を承認する。
- ・利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し又は従わなければならない。
  - ① 利用期間
  - ② 拠点長が行う指示命令
  - ③ 総走行距離が3000キロメートルを超える車両利用の場合の整備義務
- ・利用者本人の故意又は過失により、施設及び物品を損傷させた場合は、直ちにケニア拠点長へ報告し、損害賠償の責を負うものとする。なお、長崎大学に所属している教職員と共同で研究を実施している者で、客員研究員、または協力研究員の身分を付与されていない者が施設及び物品を損傷させた場合は、共同で研究を実施している長崎大学所属の教職員が損害賠償の責を負うものとする。
- ・ケニア拠点長は、前条の規定に違反した場合、又は利用者としてふさわしくない行為があった場合は、利用許可を取り消すことができる。